



発行 東京都

目次

公 告

○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催………（環境局総務部環境政策課）…

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十六条第一項の規定に基づき、（仮称）イオントウン羽村建設事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

平成二十八年四月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 日時

平成二十八年五月十日（火曜日）午前十時開始

二 場所

羽村市産業福祉センター iホール

羽村市緑ヶ丘二丁目十一番一号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を平成二十八年四月二十一日（木曜日）までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

(一) 氏名（振り仮名を付すこと。）及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名（振り仮名を付すこと。）、住所及び役職名）並びに連絡先（自宅又は勤務先等）の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨（八百字以内）

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係
郵便番号一六三―八〇〇―一 新宿区西新宿二丁目八番

一号 東京都庁第二本庁舎八階

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午前九時四十五分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先
東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話番号〇三（五三八八）三四五三（直通）

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001